

住み慣れた地域で自分らしく最期まで生活したい! けれど…

病気やケガで通院が
難しくなった…

寝たきりになって
しまった…



自宅で治療を受けることが
できるのかわからない…

自宅で最期を迎えたい
けれど、不安…

このような場合に利用できるのが「在宅医療」です。
介護の認定を受けると、同時に介護サービスも利用できます。

在宅医療について

在宅医療を利用するには…

現在、自宅などで生活しているが、
通院が難しくなった

かかりつけ医に
相談

現在入院中だが、退院後の通院に
不安がある

入院中の主治医、看護師、
医療ソーシャルワーカーへ相談

相談できるかかりつけ医がないなど、
お困りの場合は
長与町地域包括支援
センター
☎095-887-3008
までご相談ください。

※在宅医療の内容については、かかりつけ医や主治医の判断となります

「かかりつけ医」を持ちましょう

「かかりつけ医」とは、体調不良や持病などの治療に日頃からかかっており、必要時は専門の医療機関を紹介してくれるなど、医療に関して何でも相談できる医師のことです。在宅療養が必要になった時も一緒に考えてもらえるよう、信頼できる「かかりつけ医」を持ちましょう。同様に「かかりつけ歯科医」や「かかりつけ薬局」も持ちましょう。

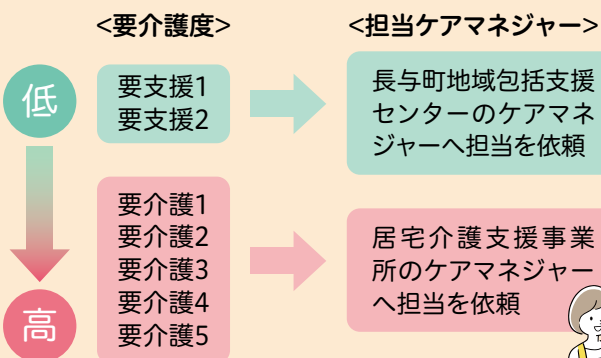


在宅介護について

介護サービスを利用するには…

長与町役場 介護保険課にて介護申請し、要支援要介護認定を受け、担当ケアマネジャーを決めると利用できます。

介護サービスの内容や利用回数は要介護度などによって異なります。詳細は担当ケアマネジャーとの相談にて決定します。



在宅医療・介護 Q & A



Q 在宅ではどのような医療が受けられますか？

A 診察・薬処方、注射・点滴、中心静脈栄養や胃ろうの管理、尿カテーテルの管理、褥瘡の処置、酸素吸入、人工呼吸器の管理、癌の緩和ケア、看取り、認知症などです。
※医療機関によって対応できる範囲が異なる場合があります。

Q 介護サービスには自己負担がありますか？

A ご利用の介護サービス費の1～3割の自己負担が発生します。自己負担の割合は、ご本人の所得に応じて決定します。申請後に郵送される「負担割合証」にてご確認ください。

Q 介護申請から介護サービス利用までどのくらいの期間かかりますか？

A 申請日より30～40日後に自宅などに郵送で結果をお知らせ後、担当ケアマネジャーを決め、介護サービス内容の相談・調整を行いますので、介護サービス開始の時期は、早くても申請から2ヵ月後頃となります。早急に必要な場合は、長与町地域包括支援センターへご相談ください。

Q 在宅医療や在宅介護を受けるとどのくらいの費用がかかりますか？

A 【例1】病状安定しているが、要介護4認定で車椅子生活の方。

医療保険	訪問診療 (月2回)	月額 約6,000円+薬代	+	=	月額合計 約68,000円 + 薬代
介護保険	訪問看護(週1)、デイサービス(週4)、ショートステイ(1泊2日×4回)、福祉用具レンタル(介護ベッド、車椅子)	月額 約62,000円			

【例2】がん終末期で寝たきり状態の方。

医療保険	訪問診療 (月4回)、訪問看護(月8回)	月額 約20,000円+薬代	+	=	月額合計 約30,000円 + 薬代
介護保険	訪問介護(週5、身体介護)、福祉用具レンタル(介護ベッド)	月額 約10,000円			

※いずれも医療保険・介護保険の自己負担が1割、かつ、被爆者手帳をお持ちでない方の場合
上記、月額費用はあくまで一例の概算です。個々の病状、医療処置内容などによって、各種加算が追加されることがあります。

Q 介護サービス費や医療費の補助制度はないですか？

A 高額介護サービス費 …………… 1ヵ月の介護サービス費の自己負担額が限度額を超えた分を後から支給

高額療養費制度 …………… 1ヵ月の医療費の自己負担額が限度額を超えた分を支給

高額医療・介護合算制度 …… 同一世帯内で同じ医療保険の加入者の介護と医療の自己負担額が限度額を超えた分を後から支給

※いずれも所得に応じて限度額が異なります。詳細は介護保険課、健康保険課にお問い合わせください。